

様式第1号（第3条及び第5条関係）

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

深谷市長 宛て

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、下記のとおり補助金を申請します。

また、要綱第6条第1項の規定に基づき補助金の交付が決定したときは、下記のとおり補助金を請求します。

なお、補助金の交付を受けるにあたって、次のことに同意し、及び誓約します。

1. 申請内容確認のために必要があるときは、住民基本台帳等について、深谷市が関係部署に調査を行うことに同意します。
2. 補助事業の設置に関する紛争が生じたときは、当事者間にて解決することを誓約します。

記

1 申請及び請求内容（表中の額は上限額）

補助事業	補助金額	○印
a. 太陽光発電システム	6万円	
b. エネファーム	10万円	
c. 定置用リチウムイオン蓄電池	10万円	
d. V2H	10万円	
e. 電気自動車等	20万円	

補助金申請額（請求額）	円
-------------	---

【所有者の同意】

（補助事業を実施した者が当該住宅の所有者でない場合又は当該者の他にも当該住宅の所有者がいる場合）

申請者が、私の所有する上記住宅に、申請内容のとおり住宅用省エネ設備を設置したことについて、同意します。

所有者氏名（自署）

2 事業に要した経費(補助対象経費)

補助事業	補助対象経費
a. 太陽光発電システム	円
b. エネファーム	円
c. 定置用リチウムイオン蓄電池	円
d. V2H	円
e. 電気自動車等	円

3 振込口座 ※確認のため、口座情報が分かるものを提出してください。

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義		フリガナ	

添付書類

- (1) 補助事業を実施したことが確認できる住宅全体及び実施状態が分かる写真
- (2) 補助事業に係る領収書の写し（領収書が発行されない場合は、契約の相手方が作成する支払額証明書をもって領収書に代えることができる。）
- (3) 次のアからカまでに掲げる補助事業の区分に応じ、当該アからカまでに定めるもの
 - ア 太陽光発電システム
 - (ア) 発電出力が3キロワット以上、10キロワット未満であることが分かる書類
 - (イ) 補助金の交付を受けようとする年度より前の年度に設置が完了している場合は当該年度に電力供給契約に基づく電力購入が開始されたことを証する書類の写し
 - イ エネファーム
 - (ア) 型式及び定格運転時において1.5キロワット以下の発電能力があることが確認できる書類
 - (イ) 設置が完了したことを証する書類
 - ウ 定置用リチウムイオン蓄電池
 - (ア) 型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が3キロワットアワー以上であることが確認できる書類
 - (イ) 設置が完了したことを証する書類
 - エ V2H
 - (ア) 型式及び給電できることが確認できる書類
 - (イ) 設置が完了したことを証する書類
 - オ 電気自動車等
 - (ア) 自動車検査証の写し
 - (イ) V2Hを介して住宅へ給電できることが確認できる書類
 - (ウ) V2Hの保証書の写し（同時申請の場合は不要）
 - (エ) 電気自動車等の所有者が申請者と異なる場合には、購入に係る契約を確認することができる書類
 - (オ) 輸入自動車である場合には、新車であることが確認できる書類
- (4) 住宅の所在が分かる案内図
- (5) 市税に滞納がないことの証明書（申請前1か月以内に作成されたものとする。）（補助事業を実施する者が2人以上であるときは、その全ての者の市税に滞納がないことの証明書）
- (6) その他市長が必要と認める書類